

動物愛護管理推進計画の要旨

1 趣旨・目的

近年、社会の少子高齢化、核家族化の進展などから、動物飼養志向が高まっている。動物飼養者の価値観は、犬やねこをはじめとする動物を単に愛玩物としてだけでなく、潤いと癒し効果を与えてくれる人生の良きパートナー、あるいは動物は家族の一員としてとらえるようになってきている。また、人の年少期に動物と接することは生命尊重や情操を育む上で重要と言われるなど、子どもの健全育成の観点からも動物を飼養することが注目されるようになってきている。

一方、動物を飼うにあたっては、終生飼養するとともに周辺に迷惑をかけないように配慮するなど、数々の飼養者としての責任を持つことが求められているが、現状では、動物を飼養することによって発生する危害や生活環境被害など、動物に関する苦情や問題が発生している。

このような中、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)(以下、「動物愛護管理法」という。)が改正され、国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年10月31日環境省告示第140号)(以下、「基本指針」という。)に即して、本府としても今後の動物愛護管理行政を円滑かつ効果的に推進するため、中長期的な目標を設定し、計画的に施策の遂行を図っていく。

また、「人と動物とが共生できる社会の実現」のため、府民一人ひとりが、動物の命の尊さ大切さを抱くとともに動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識等を普及啓発していくことで、動物の存在が広く府民に受け入れられ、人と動物とがより良い関係づくりを進め、共に健康で安全に暮らせる社会の構築を図ることが必要である。

このため、府、指定都市及び中核市のみならず全ての市町村、獣医師会等動物関係団体、地域等がそれぞれに担う役割や取り組むべき方策を明確にして、相互に連携・協働しながら動物愛護管理施策の推進に努めていく。

2 計画の期間及び点検・見直し

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、次のとおりとする。

平成20年4月1日から平成30年3月31日までの10年間

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、計画の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させるものとする。また、基本指針の改定等に合わせて必要な見直しを行うものとする。

3 対象地域

対象地域は、大阪府の全区域とする。

府内における動物愛護管理の現状等

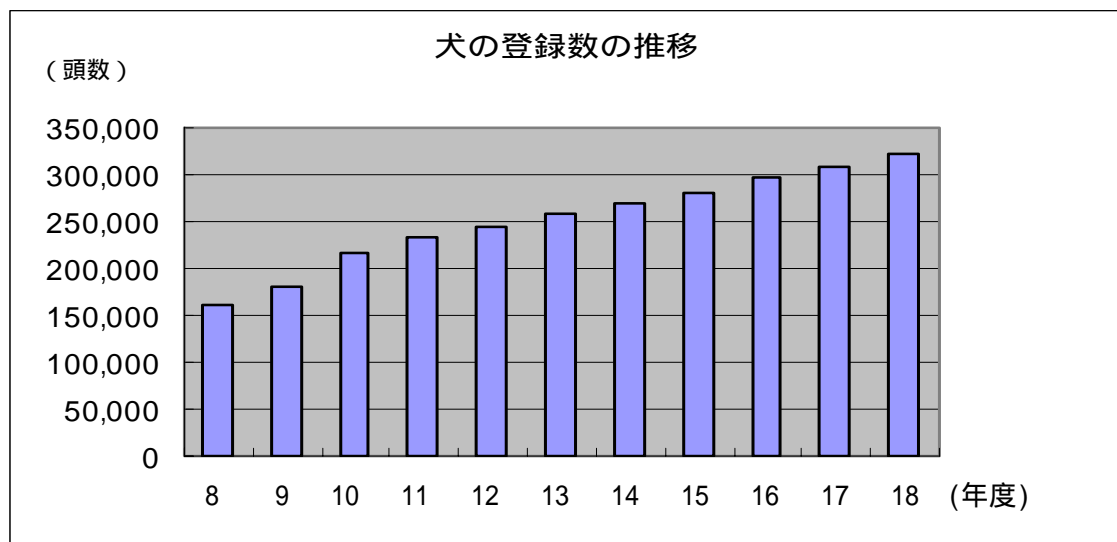
1 府内の動物愛護管理行政の現状

(1)動物飼養の現状

府内における狂犬病予防法第4条に基づく犬の登録数は、10年間で16万1千頭から32万5千頭と2倍にも増加している。このことは、登録義務の履行の推進ももちろんであるが、犬の飼養者が、一部、死亡等による届出をしていないとしても、大幅に増加しているといえる。

また、ねこについては登録等の義務はなくその飼養数の把握は難しいが、近年のペットブームや行政機関に寄せられるねこの飼養等に関する相談や苦情の件数が、10年間で約46%も増加している現状である。

犬の登録数の推移



また、特定動物を飼養及び保管をする際には、人の生命、身体又は財産に危害を加えることを防止するため、動物愛護管理法第26条の規定に基づく許可を受けなければならないこととなっている。(動物愛護管理法が改正される平成18年5月以前は、「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」(以下、「大阪府条例」という。)で危険動物の飼養許可として取扱いをしていた。)

特定動物(危険動物)の飼養許可施設数及び個体登録数の推移

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
許可施設数	11	9	16	22	13
飼養許可数	35	51	73	54	23

【飼養許可動物の内訳】

動物の区分	霊長目	17	18	19	15	7
	食肉目	8	23	32	7	3
	長鼻目	0	0	4	3	0
	奇蹄目	0	0	2	0	0
	偶蹄目	0	0	2	0	0
	だちょう目	0	0	0	0	0
	たか目	3	3	3	4	3
	かめ目	2	0	5	16	6
	とかげ目	2	4	3	7	2
	わに目	3	3	3	2	2

条例における危険動物の飼養許可の許可期間は1年間であり、上記数値は各年度の許可施設数及び飼養許可数である。

(2)動物の取扱い状況

犬及びねこの収容

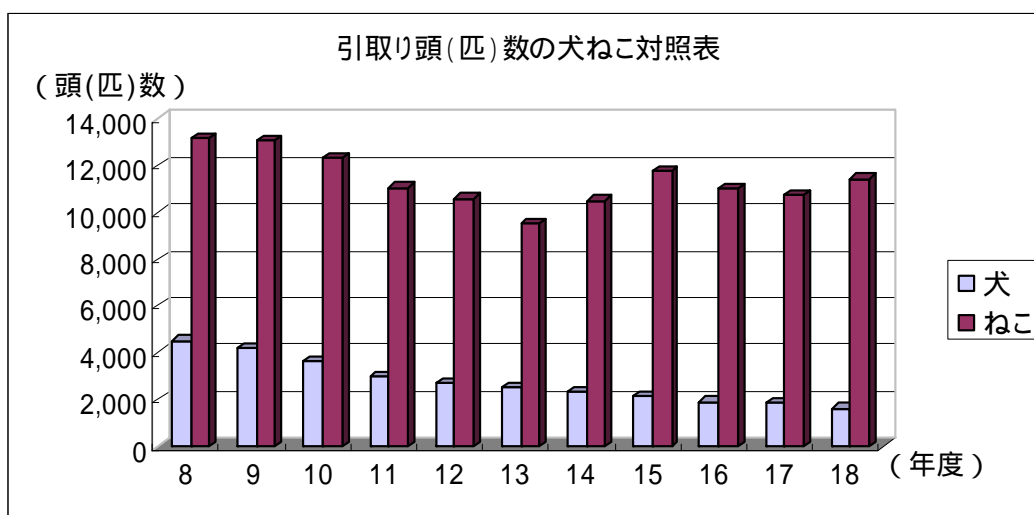
犬は、係留義務が大阪府条例で定められており、また、小型犬を伴侶動物として室内で飼う家庭が増えたことから、捕獲頭数は平成8年度の5,833頭から年々減少し、平成18年度には1,389頭となっている。負傷犬の収容も捕獲頭数に比例して減少しているが、負傷ねこの収容は、逆に、平成8年度の124匹から平成18年度には638匹と著しく増加している。また、犬及びねこの引取り数についても、ここ10年間で、犬の4,511頭から1,607頭と65%も減少しているのに対して、ねこは13,183匹から11,530匹とその減少率は僅か13%にすぎない。

これらのことは、ねこには係留義務が課せられていないことから所有者のいないねこの区分が難しく、自然繁殖の機会が多くあり、結果として子ねこの引取りが約9割近くもあるといった状況となっており、その原因の多くは、所有者のいないねこに対する安易な餌やりや、飼い主が繁殖制限をせず、かつ、屋内外自由に行動できるような飼養方法を採用することなどが考えられる。

また、大阪府では条例制定後の平成13年度から犬、ねこ及び特定動物以外の動物で、知事が認める動物について、その所有者からの申出により引取りを行っている。

動物の取扱い状況の推移

年 度		H8	H13	H14	H15	H16	H17	H18	
犬捕獲頭数（負傷犬含）		5,833	3,001	2,468	2,091	1,915	1,529	1,389	
負傷動物収容 頭(匹)数	犬	144	122	141	106	86	65	81	
	ねこ	124	578	561	550	522	597	638	
引 取 り 頭 (匹) 数	犬	成犬	2,477	1,751	1,747	1,746	1,603	1,557	1,377
		子犬	2,034	719	596	400	292	292	230
		犬総数	4,511	2,470	2,343	2,146	1,895	1,849	1,607
ね こ	成ねこ	1,919	1,418	1,460	1,530	1,654	1,527	1,478	
	子ねこ	11,264	8,102	9,051	10,262	9,351	9,242	10,052	
	ねこ総数	13,183	9,520	10,511	11,792	11,005	10,769	11,530	
その他動物		-	71	41	51	56	115	75	



収容した犬及びねこの返還、譲渡

捕獲又は引取りを行った犬の返還及び譲渡に関しては、平成 18 年度に取り扱った犬 2,996 頭のうち、返還が 274 頭、譲渡が 478 頭とその割合は、返還及び譲渡を合わせて約 25%であるが、平成 8 年度は約 10%、平成 13 年度では約 14%であったことから見ると返還及び譲渡の割合は上昇している。

一方、ねこの場合は、平成 18 年度の引取り数 11,530 匹に対して返還が 5 匹、譲渡が 93 匹とその割合は 1%にも満たない状況である。ちなみに、平成 8 年度は 0%、平成 13 年度は 0.5%と極めて低い状況である。

【引取り数等に対する返還及び譲渡の割合】

年 度		H8	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬	返還数	513	364	330	275	347	223	274
	譲渡数	552	408	414	513	408	486	478
	率	10.3%	14.1%	15.5%	18.6%	19.8%	21.0%	25.1%
ねこ	返還数	0	2	5	3	4	11	5
	譲渡数	0	46	72	113	80	114	93
	率	0%	0.50%	0.73%	0.98%	0.76%	1.16%	0.85%

率は、犬については捕獲数と引取り数の合計に対する、返還及び譲渡の合計数の割合であり、ねこについては、引取り数等に対する返還及び譲渡数の合計数の割合である。

収容した犬及びねこの致死処分数

【致死処分数の推移】

年 度	H8	H13	H14	H15	H16	H17	H18
犬	9,164	4,669	3,984	3,249	2,819	2,478	2,047
ねこ	13,013	9,380	10,368	11,627	10,875	10,577	11,174

犬の致死処分数に関しては、平成 18 年度に 2,047 頭であり、捕獲及び引取り頭数全体の約 68%となっているが、10 年前の平成 8 年度の致死処分数は、9,164 頭で、その割合は約 88%であった。

一方、ねこでは平成 18 年度の致死処分数は 11,174 匹であり、引取り数等に対する割合は約 99%に達しており、ここ数年、同じような致死処分数及び割合を示している。

動物による危害（咬傷事故）と苦情相談数

大阪府条例では、飼い犬が人を咬んだことを知ったときは、その犬の飼養者は直ちにその旨を知事（大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市にあってはそれぞれの市長）に届け出なければならないとされている。その件数は、ここ数年、府内では 200 件から 300 件の間で推移している。

【咬傷事故届出件数の推移】

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
飼 い 犬	243	266	212	215	221	216
不 明 犬	72	51	58	47	33	31
計	315	317	270	262	254	247

また、犬及びねこの不適正な飼養に関する苦情件数は、ここ数年、犬及びねこを合わせた府内合計で、3 万件弱の件数で推移しているが、ねこに限って見ると、前述のとおり約 5 割近くも増加しており、今後、ねこの飼養に関する施策が課題となっている。

(3) 動物取扱業の状況

平成 12 年 12 月 1 日に動物愛護管理法が改正施行され、動物取扱業が新たに法の規制の対象となり、動物の販売等の業を営もうとする者は、都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）に届出をすることが義務付けられた。これにより届出数は、平成 12 年度には 843 件であったものが、その後毎年度 200 件前後の届出があり、平成 17 年度末には累計で 1,625 件となった。

さらに、平成 18 年 6 月 1 日動物愛護管理法が改正施行され、従前の届出制から登録制へと規制が強化され、これまでの届出制では、動物の飼養又は保管の施設を有している事業者だけが規制の対象であったが、動物愛護管理法の改正により、飼養施設を持たないインターネット販売業者や出張訓練業、ペットシッターなどの新たな業種が規制の対象となった。これにより登録数は、平成 18 年度には 1,326 件であり、施行日から 1 年間の移行期間満了日の平成 19 年 5 月末日には 1,970 件となっている。

また、動物取扱業の各事業所において、動物の適正な飼養及び保管が行われるよう、動物を取り扱う業務に従事するものを監督するとともに、新しい飼い主に動物の適正飼養を指導するため、大阪府及び大阪市の条例で動物取扱主任者制度を独自に設け、平成 13 年度から講習会を開催し、動物取扱主任者として登録した。平成 17 年度にはその登録数は大阪府と大阪市の合計で 3,675 名となっている。

平成 18 年度からは、動物愛護管理法の改正で、全国統一的な制度として動物取扱責任者の配置が動物取扱業者に義務付けられた。また、動物取扱責任者の研修会への受講についても事業者には義務付けており、平成 18 年度は、486 名が動物取扱責任者研修会を受講した。

動物取扱業登録（届出）数の推移

年 度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
動物取扱業登録(届出)数	843	332	157	218	175	213	1,326
累積数	802	1,098	1,133	1,317	1,444	1,625	1,320

【平成 18 年度末業態別内訳】

営業の種類	販 売	783
	保 管	668
	貸 出	18
	訓 練	97
	展 示	35

平成 17 年度までは届出数、平成 18 年度は登録数を記載

平成 18 年 6 月 1 日から平成 19 年 5 月 31 日の間は、届出制から登録制への移行期間

平成 19 年 5 月 31 日現在登録数	1,970 件
-----------------------	---------

動物取扱主任（責任）者講習会受講者数の推移

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
講習会受講者数	1,227	717	778	753	540	486
動物取扱主任者数累計	1,190	1,518	2,516	3,186	3,675	-

平成 17 年度までは動物取扱主任者、平成 18 年度は動物取扱責任者を記載

動物取扱業立入調査件数の推移

届出及び登録の申請のあった動物取扱施設や未届出（未登録）の事業所、あるいは、昨今、動物取扱業に対する苦情も多くあり、これら施設に対して、立入調査等を実施して指導に努めている。

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
立入調査件数	473	592	329	292	221	593

2 動物愛護管理の社会的問題とその背景

(1) 動物に関する苦情及び問題の発生と人びとの社会的責任

昨今、人びとの生活の中で、心の癒しや心身の健康を維持するため、ペット動物の飼養に対する志向が広がっており、それも単なる愛玩物としてだけでなく、コンパニオンアニマルともいわれるようにペット動物が人間の伴侶として位置づけられるなど、動物の飼養の重要性が高まり、犬やねこなどのペット動物に対する府民の意識や価値観が多様化してきている。

しかしながら、動物に関する問題の多くは、動物に対する理解と飼養に関する知識不足など飼い主としての責任の欠如、自己中心的な飼養による周辺環境への配慮不足、近隣とのコミュニケーションの希薄化等が原因となっている。例えば、ペット動物の飼養放棄が生み出す犬の捕獲や地域でのねこの問題、また、犬の鳴き声による騒音や悪臭等、近隣への生活環境被害などが顕在化している。

今後、動物の飼い主は、命ある動物に対する正しい理解と社会的責任を自覚し、また、地域社会において動物の飼養者と住民が問題の所在とその原因について理解を形成し、人と動物との共生に対する社会的理解を深めていくことが期待される。

(2) 動物取扱業の社会的役割と責任

ペット販売業やブリーダーなどを巡るトラブルが顕在化するなど、社会的問題にも発展したことから、平成 11 年 12 月に動物愛護管理法の改正で、新たに動物取扱業者が規制の対象となった。

動物の飼養放棄や虐待等の大きな原因は、安易な飼養開始や無理解の飼養等にあるといわれており、これらを未然防止し、動物の適正な飼養を社会全体として確保していくためには、動物取扱業者が、飼養者あるいは飼養を始める人に対して、動物の習性や適正な飼養方法などを十分に説明することなど、人と動物の共生の出発点となっていることを自覚し、動物の取扱いの専門家として、その役割と責任を担うことが求められている。

(3) 正しい人と動物の共通感染症の知識習得

航空機を始めとした、交通手段の発達による発展途上国からの人と動物の大量移動、生活様式の多様化や熱帯雨林地域の開発による未知の病原体による感染機会の拡大などが、人と動物の共通感染症の増加の原因と考えられている。

現在、多種多様な動物が一般家庭で飼養されるようになり、人の生活の中で密接な関係が増すほど接触する機会が多くなっている中で、動物を飼養する人びとが、人と動物の共通感染症の予防と蔓延防止のために、その正しい知識の習得とその適切な実行を行っていくことが動物に携わる者の責務である。

(4) 災害等緊急時の対策

近年の動物飼養者の増加や飼養動物の多様化により、緊急災害時の際の対策が求められてきている。平成 7 年の阪神淡路大震災を契機に災害に対する新たな取り組みも始まってきているが、行政及び関係団体を含めた組織的・体系的な確立までには至っていない。

現在、家族の一員として動物が飼養される実態などもあることから、人や動物はもとより生きとし生けるものすべてが相互に支え合い豊かに共存する地域社会の構築の重要性が高まっており、緊急災害時に動物による危害防止を図り、同時に被災動物の保護と医療体制の整備が図れるよう関係行政機関、獣医師会及び動物愛護団体等との連携を整備していくことが重要である。

施策の推進の方向

1 基本的視点等施策の取組方針

(1) 動物の愛護及び管理を推進する体制の構築と府民及び関係団体等との連携・協働

動物の愛護及び管理に関する施策を円滑かつ効果的に推進するためには、府及び市町村等の行政機関のみならず、府民及び獣医師会、動物愛護団体、業界団体等が連携・協働して取り組むべきであり、そのためのネットワーク等体制整備が重要となる。また、地域の実情を踏まえた活動の要となる動物愛護推進員等の人材の育成・活用を図ることも重要である。

(2) 動物の愛護及び管理に対する府民の意識高揚と適正飼養の推進

動物の愛護と適切な飼養管理は、動物を飼養している者だけではなく、府民全体が動物の飼養に対して共通理解を形成することが重要である。これまでも動物の愛護及び管理に関する普及啓発事業は行ってきたが、今後さらに普及啓発の施策を学校、地域、家庭等にまで展開させ、動物の適正な飼養の推進と併せ、府民全体が動物の愛護及び管理に対する意識を高めていくため、府民及び関係者間相互の共通認識を形成し、定量的かつ客観的な目標を定め、その目標達成のため府民及び関係者が一体となって、取り組むことが必要である。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止を図り、府民の健康と安全の確保

動物による危害や迷惑問題の発生の多くは、飼養者の動物に対する理解と知識不足にあるといわれている。平成 18 年の動物愛護管理法の改正施行で、動物を飼うことに対する社会的責任の自覚を促し、このような問題の未然防止を図るため、動物を飼養する者との接点である動物取扱業の責務として、販売する動物の適正な飼養又は保管の方法について説明責任が設けられた。また、人と動物とが共生していく社会を目指す中で、動物取扱業者及び動物飼養者が、人と動物の共通感染症に対する知識習得をすることが、府民の健康と安全を確保する上で重要である。

(4) 中長期的な施策展開の必要性

動物の愛護と管理に対する意識は、動物の飼養者を始めとした関係者に限られているなど、まだまだ府民全体に浸透しておらず、また、動物に対する府民の価値観等にも違いがある。

このような状況下で、動物の愛護及び管理に関する施策を推進していくためには、中長期的な視点から体系的に施策に取り組み、多くの府民が共感できる施策展開を行う必要がある。

2 具体的な数値目標

府内における動物の愛護及び管理について、行政機関と府民が共通の理解をもって施策を推進していくため、10年後の具体的な数値目標を次のとおり設定する。

(1) 犬及びねこの引取り数の減少

		平成 18 年度 実績数	目標 (H18 年度対比)	目標数値 (平成 29 年度)
犬の引取り頭数		1,607 頭	概ね半減	800 頭
ねこの引 取り匹数	所有者あり	1,933 匹	概ね半減	1,000 匹
	所有者不明	9,597 匹	概ね 3 割減	6,700 匹

動物愛護管理法第 35 条に基づき、大阪府、大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市（計画策定以降、中核市等になる市があれば、その市を含む）が引き取らなければならない犬及びねこの数について、平成 18 年度の実績をベースに目標年度の平成 29 年度には上記のとおり減少させることを目標とする。この目標達成に向け具体的な施策を講じ、府民、行政機関及び関係者一体となって取り組んでいく。

(2) 引き取りされた犬（狂犬病予防法第 6 条による捕獲された犬を含む）及びねこの返還・譲渡率の向上

	平成 18 年度実績値	目標（増加率） [H18 年度対比]	目標数値 (平成 29 年度)
犬の返還・譲渡率	25.10% (752 頭)	概ね倍増	50%
ねこの返還・譲渡率	0.85% (98 匹)	概ね倍増	2%

引取りあるいは捕獲された犬及びねこについて、返還・譲渡の推進を図ることで致死処分率を減少させる。このため、具体的には返還・譲渡率について、平成 18 年度の実績値（犬 25.1%、ねこ 0.85%）をベースとして、それぞれ概ね倍増を目標として、計画最終年度には、犬で 50%、ねこ 2%の返還・譲渡率になるよう譲渡等の業務改善に取り組んでいく。

3 具体的施策の取組み

(1) 動物愛護管理推進体制の強化

現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策は、普及啓発、適正飼養の推進、流通等動物取扱業の適正化など広範かつ多岐にわたっており、また、動物に起因するさまざまな問題は、人びとの生活態様や価値観等にも深く関わってくるものである。これからの動物の愛護及び管理に関する施策を推進していくためには、広く動物関係者及び住民の意見等も反映できるような体制の整備が重要である。

平成14年度からは大阪府と大阪市において動物愛護推進協議会を設置して、普及啓発を始めとした施策に対する提言や動物愛護推進員の推薦等の役割を担っているが、その構成等からも広く府民の意見を反映できていない状況にある。動物愛護推進員においても、地域に根ざした活動を盛り上げながら行政の施策を側面的に援助できる体制の構築あるいは知識の習得が求められる。

また、府内における動物関連施設を見ると、動物の愛護及び管理を実践していく核となる施設が充実していない現状を踏まえて、今後、施策を推進していくための拠点施設の在り方を検討していく必要がある。

取組むべき施策

動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発を行う基幹的な拠点となりうる施設等のあり方を検討する。

[動物愛護管理推進拠点機能検討]

動物愛護推進協議会について、行政機関、獣医師会、動物愛護団体、地域住民、動物の飼養者など動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが構築され、より幅広い意見が求められるような組織構成の再編等の検討を行う。

[動物愛護推進協議会の組織再編等の検討]

[府及び大阪市動物愛護推進協議会との連携]

地域で活動する方々の市町村の推薦による動物愛護推進員の委嘱の推進はもちろん、他にも動物の専門的知識を有するペットショップ等の動物取扱業者など、幅広い府民層からの委嘱の推進と併せ、研修会等の開催で正しい知識の習得を図り、推進活動の活性化を図る。

[動物愛護推進員への市町村推薦者の委嘱推進及び動物取扱業者の委嘱検討]

[動物愛護推進員間の情報交換会等の開催、地域でのイベントへの参加・協力の推進]

(2) 関係機関等との連携・協働

現状と課題

前記(1)の「動物愛護管理推進体制の強化」と同様に、動物の愛護及び管理に関する施策を円滑かつ効果的に行うためには、大阪府を始め大阪市、堺市の指定都市及び高槻市、東大阪市の中核市にとどまらない全ての市町村の連携を強化し、共同して啓発事業等に取り組む必要がある。そうした中で、獣医師会、動物愛護団体、業界団体、動物の所有者及び地域の住民などの動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、施策の展開を図っていくことが重要である。

さらに、情報、流通などの進歩から動物取扱業等の販売活動の範囲が広まり、その苦情や感染症の問題など府県の範囲を越えて発生している事象もあることから、近隣府県との連携を図るとともに、必要に応じて国に技術的助言を求めることも必要である。

取り組むべき施策

動物の愛護及び管理の施策を推進していくため、地域の住民生活に密接に関係する市町村の役割は大きく、今後、普及啓発、適正飼養の推進等の動物関連施策に市町村の積極的な取り組みあるいは参画を促す。

[市町村との役割分担や協力体制の整備]

今後、引き取った犬及びねこの致死処分数の減少に向け、数値目標の譲渡率の向上を目指すため、譲渡、適正飼養の推進等の事業において動物愛護団体等との連携を図る。

[譲渡、適正飼養の推進等での動物愛護団体等との連携]

[動物愛護推進協議会の関与及び役割を検討]

定期的に近隣府県との情報交換が行えるような体制を講じる。

[情報交換等連絡調整会議の定期的開催]

(3) 動物の愛護及び管理の普及啓発

現状と課題

動物の愛護と適正な飼養管理を推進していくためには、動物を飼養している者だけではなく、広く府民の理解が必要である。現在も、動物愛護フェスティバルの開催など一定の普及啓発事業は行っているが、動物の飼養者等一部の者の参加にとどまっている現状である。

今後、府民の動物の愛護及び管理に対する関心と理解を深めていくためには、府民が自主的に参加しやすいイベント等を府、市町村、関係団体等が連携して企画し、実施していくことが重要である。また、ポスター、リーフレットを作成して市町村や小学校等に配布してい

るが、さらなる効率的かつ効果的な広報活動の取り組みや学校、地域、家庭等と連携した普及啓発活動も求められている。

取組むべき施策

動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発を行う基幹的な拠点となりうる施設等のあり方を検討する。 [動物愛護管理推進拠点機能検討] (再掲)

動物の愛護及び管理を推進するため、府、市町村及び関係団体等が連携して、普及啓発事業を実施する。

[動物愛護フェスティバル等動物愛護週間事業の充実]

広く府民が、動物の愛護及び管理に関心を得られるような、様々な媒体の活用を検討し、効果的な広報活動を実施する。

[広報活動に対する市町村の役割(地域に対する情報提供)]

府、市町村及び教育委員会と連携して、学校、地域、家庭等における教育活動(子どもの成長過程に応じた動物に関わる教育)や広報活動を実施する。

[学校飼育動物を通じた生命の尊重、友愛等の情操教育の実施及び動物とのふれあい教室の実施]

[動物愛護推進員の活用で地域や家庭から動物の愛護及び管理の推進]

(4) 動物の適正な飼養の推進

現状と課題

動物の飼い主は、命ある動物の所有者又は占有者としての責任を十分に自覚して、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するよう努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければならないとされている。

しかしながら、一部において、近隣に与える影響を省みない溺愛型飼育や一時の感情による飼育などで、動物による迷惑問題や動物の遺棄、飼養放棄、虐待が発生するなど、飼い主の無責任な飼養が散見される。

現在、指定都市と中核市を含めた大阪府内での犬及びねこの引取り数は、従前に比べると減少しているものの依然として、なお高い数値で推移している。[平成18年度犬及びねこの引取り数13,137頭(匹)] 特にねこの引取り数が平成18年度で11,530匹と多く、これはここ数年横ばい状況である。今後、特にねこの飼養に係る問題の改善が求められている。

また、犬又はねこに関する所有者の明示の措置があまりなされていない現状である。動物

の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講じることは、動物の盗難及び迷子並びに遺棄の防止を図るとともに、所有者の動物の飼養に対する意識の向上を促すものである。

取組むべき施策

動物の適正な飼養に関して、府民全体の共通理解を形成し、府民の意見を施策に反映させるため、動物の飼養者だけでなく、広く府民を対象に意見等を伺う機会を設ける。

[動物の飼養に関するアンケート調査の実施]

犬及びねこの引取り数（狂犬病予防法に基づく捕獲犬数を含む。）を減少させるため、動物の適正な飼養を推進し、飼い主の意識の向上を通じて、その責任の徹底を図る。

[みだりな繁殖を防止するための避妊去勢措置の促進]

[安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底]

[犬の登録率及び狂犬病予防注射の接種率の向上]

[動物の遺棄・虐待防止の啓発]

引取り数においては、犬と比較してねこが圧倒的に多く、そのねこにおいても子ねこの数が約 9 割を占める状況にあり、今後、ねこの自然繁殖等を防止していく措置を講じることが重要である。

[ねこの室内飼いの促進] [所有者のいないねこの適正管理]

迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による飼い主の意識の向上を通じて、動物の遺棄及び逸走の防止を図る。

[犬の鑑札及びねこの迷子札の装着等所有者明示措置の推進]

(5) 返還及び譲渡等の業務改善

現状と課題

犬の捕獲数は、平成 8 年度の 5,833 頭から平成 18 年度の 1,389 頭へと減少しており、また、その返還率も平成 8 年度の 8.8%から平成 18 年度の 19.7%と向上してきているが、今般、遺失物法（明治 32 年 3 月 24 日法律第 87 号）の改正（平成 19 年 12 月施行）に伴い、犬の捕獲数の増加や拾得者からの引取りが増加することが予想される中、返還を円滑かつ効果的に行うための取組みが必要である。

また、環境省の基本指針では、引取り数の半減と併せて殺処分率の減少が謳われており、できる限り生存の機会を与えるため、従前の子犬だけの譲渡ではなく、平成 19 年度から始

めている成犬譲渡の促進を図っていく必要があり、そのため、市町村及び愛護団体等関係団体と連携・協働して譲渡機会の拡大を図ることも重要である。

取組むべき施策

返還率の更なる向上のため、鑑札等による所有者明示の徹底など飼い主への啓発を図るとともに、保護収容動物の検索体制を充実させ、引取り数の削減に取り組む。

[犬の鑑札装着等所有者明示及び犬の係留の徹底]

[ホームページによる収容犬等についての情報公開の推進]

致死処分率の減少を図り、多くの犬やねこに生存の機会を与えるため、市町村及び愛護団体等関係団体と連携・協働して保護収容動物の返還・譲渡を推進する。

[環境省が行う「動物の再飼養支援データベース・ネットワークシステム」の活用]

[譲渡機会拡大のための機能整備]

[成犬譲渡等収容動物の譲渡の促進]

(6) 動物による危害や迷惑問題の防止

現状と課題

動物愛護管理法では、動物の飼い主の責務として、第一点は動物の健康及び安全の保持、第二点は動物による人の生命等への危害の防止、第三点としては動物の飼養等による人への迷惑の防止が謳われている。特にこの三点目は近隣の人びとと協調して気持ちよく動物を飼うために必要であるだけでなく、社会全体での人と動物の共生を実現していく上においても重要である。

しかしながら、現状では動物の不適切な飼養が原因で、動物による人等への危害や周辺的生活環境が損なわれている事態等の迷惑問題が発生しており、特に多頭飼育による近隣への鳴き声、臭い等の迷惑問題や、所有者のいないねこ（いわゆる野良ねこ）への無責任な餌やりなど周辺への配慮を欠く行為等で府及び市町村に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。これら動物による危害及び迷惑問題は、飼い主とその近隣住民との間のコミュニケーションが不足していることも原因であることから、地域（集合住宅）での合意形成のためのルール作りを検討していくことも必要である。

取組むべき施策

所有者のいないねこ対策

地域に生息する所有者のいないねこに餌を与える行為等により、その地域に棲みつくなこが増加し糞尿等で生活環境が汚染される事態に対し、地域住民が合意の上、これらのねこの飼養に関しルールを定めて生活環境被害を軽減し、所有者のいないねこの数を減少させていくための支援を検討する。

[大阪府版所有者のいないねこの適正管理検討事業（仮称）]

- ・ねこ飼養管理支援コーディネーター [仮称] の養成
- ・取組みモデル地域の指定
- ・所有者のいないねこの適正管理ガイドブックの作成

[飼いねこの室内飼養の普及啓発]

集合住宅での動物飼養のルール作りを検討し、近隣住民と協調した適正飼養を推進する。 [集合住宅での動物飼養ガイドブックの作成]

周辺の生活環境の保全として、多数の動物を飼うことによって周辺の生活環境が損なわれている場合、動物愛護管理法に基づき、その飼い主に対して必要な措置をとるよう勧告や命令を行っていく。また、市町村との協力体制の確立を図る。

[改善勧告、命令等の適用基準の検討]

[生活環境保全の観点から動物による迷惑問題等の対策を推進]

人への危害の発生防止のより一層の徹底を図るため、特定動物の飼養許可の適正な運用を図る。 [特定動物飼養保管状況の確認]

(7) 動物取扱業の適正化

現状と課題

一部の劣悪な動物取扱業者が社会的な問題になったことから、動物取扱業者について平成11年の動物愛護管理法の改正で新たに規制の対象となった。このことは、動物取扱業者の実態を把握するとともに、その役割と責任を制度的に確保することを目的としたものである。

この制度は、平成17年の動物愛護管理法改正で届出制から登録制へと強化されたが、これは、従前の届出制では悪質事例に対して勧告・命令等を行っても改善がみられないことや、動物取扱業全般的に施設や管理の水準の向上が必要な状況にあったことから移行したものである。

現在、府内では1,970件(平成19年5月31日現在)もの動物取扱業の登録がある中、動物愛護管理法で配置を義務付けられた動物取扱責任者の役割や責務の履行など、本改正の

趣旨を踏まえて動物取扱業のより一層の適正化を図るため、動物取扱業の法制度の着実な運用を推進していく必要がある。

取組むべき施策

動物取扱業の一層の適正化を図るため、また、動物を飼養する者との接点として、動物の購入者に対する適切な飼養保管の啓発を推進するためにも、動物愛護管理法の遵守の徹底を指導していく。

[適正な飼養及び施設管理の指導監督]

[販売時における動物の特性及び状態等に関する事前説明等の実施の周知徹底]

[違反事業者への勧告、命令等の適用基準の検討]

[動物取扱責任者に対する研修の充実]

[人と動物の共通感染症の知識習得を支援]

[動物取扱業者の登録簿のホームページへの掲載の検討]

動物を取り扱う業界全体の資質の向上を図るため、動物取扱業者の育成を検討する。

[動物愛護推進員への委嘱及び動物愛護推進協議会との連携の検討]

[優良事業者表彰制度検討（動物愛護フェスティバル、動物愛護推進協議会での検討）]

(8) 災害等緊急時における動物の救護

現状と課題

地震等の緊急災害時においては、人命救助が最優先であるとしても、動物の保護及び人への危害防止の観点から危険動物の逸走防止、被災動物の捕獲収容及び餌の確保等の救護措置が、関係機関等の連携協力のもとに計画的に実施される必要がある。なお、災害時におけるペット等の救護については、災害対策基本法の体系においても位置づけられており、災害対策基本法では、都道府県は防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成することとされており、それぞれの計画においては災害時の動物の逸走防止や保護対策等を規定することとされている。

しかしながら現状では、地震等緊急災害時における動物の救護及び人への危害防止について、その体制の整備がまだまだ不十分であり、今後、所有者明示措置など飼い主の責務の徹底と併せて、救護措置についても関係機関等の連携協力の下に迅速に行われるように平素から準備しておく必要がある。

取組むべき施策

災害時における被災動物の救護及び人への危害防止に関して、地域防災計画等で動物の取扱い等を明確化し、動物救護所や餌の確保など救護体制の整備を図る。

[府及び市町村での地域防災計画における動物の取扱い等の明確化]

[災害時等動物救護マニュアルの作成] 危険な動物等事故発生マニュアルは整備済

[逸走防止措置、所有者明示措置等の所有者責任の啓発]

動物飼養者以外の住民の理解と協力が得られるよう日頃から意識の共有を図るため、動物同行避難訓練等を継続的に実施する。

[府市町村合同防災訓練において動物救護訓練の実施]

(9) 実験動物の適正な取扱いの推進

現状と課題

平成 17 年の動物愛護管理法の改正で、動物を科学上の利用に供する場合の配慮として、従前は「できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない」とだけ規定されていたものが、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする」が加えられた。

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであることは国の基本指針にも述べられているが、その取扱いについて、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則（代替法の活用、使用数の削減、苦痛の軽減）」を踏まえた適切な措置を講じることが必要なことが法で明確に規定されることとなった。

取組むべき施策

国の基本指針で示されている「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知を図り、適正な取扱いを推進する。

[実験動物の適正な取扱いの普及啓発]

(10) 産業動物の適正な取扱いの推進

現状と課題

産業動物とは、畜産等の産業利用に供するために飼養し又は保管している動物のことである。産業動物の飼養者は、その取り扱う動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めることとされている。

環境省においては、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物のあり方を検討し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」への反映を検討しており、また、農林水産省においては、「快適性に配慮した家畜の飼養管理」について検討を行っており、昨年度、全国的に飼養管理状況のアンケートを実施したところである。

取組むべき施策

動物の愛護及び管理の観点からの産業動物の取扱いについて、国の動向を注視しながら、普及啓発を推進する。

[産業動物の飼養管理に関する普及啓発]

[家畜伝染予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守]

